

# 監 査 報 告 書

令和8年5月25日


学校法人 アリス国際学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 アリス国際学園

監 事 高見俊也 

監 事 山本喜久夫 

私たちは、学校法人アリス国際学園の監事として、私立学校法第52条及び第56条並びに学校法人アリス国際学園寄附行為第29条の規定に基づき、学校法人アリス国際学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における業務及び財産の状況並びに理事の業務執行について監査を行いました。

監査の結果、学校法人アリス国際学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認いたしました。

また、令和7年度の計算書類及びその附属明細書、財産目録並びに事業報告書は、法令及び学校法人会計基準に従い、学校法人アリス国際学園の財産及び収支の状況を適正に表示しているものと認めました。

以 上